

新旧対照表

下記のとおり、誤記の修正及びより適切な表記への変更、文書ひな形の補完等を行いました。掲載している資料は、訂正を反映した正しいものとなっております。

正誤箇所	旧 (令和3年5月28日掲載資料)						新 (令和3年7月14日掲載資料)							
	図表7 代表的な品種の体長・体高(犬)						図表7 代表的な品種の体長・体高(犬)							
P. 16	犬種	体長 (cm) 平均	体高 (cm) 平均	体長(cm) 国際畜犬連盟	体長(cm) AKC	体高(cm) 国際畜犬連盟	体高(cm) AKC	犬種	体長 (cm) 平均	体高 (cm) 平均	体長(cm) 国際畜犬連盟	体長(cm) AKC	体高(cm) 国際畜犬連盟	体高(cm) AKC
		ミニチュア(カニーヘン)・ダックスフンド	25	14	—	22~27	—	13~15	ミニチュア(カニーヘン)・ダックスフンド	25	14	—	22~27	—
	チワワ	17	17	—	13~21	—	13~20	チワワ	17	17	—	13~21	—	13~20
	ボメラニアン	17	17	—	15~18	—	15~18	ボメラニアン	17	17	—	15~18	—	15~18
	ヨークシャー・テリア	—	19	—	—	—	18~20	ヨークシャー・テリア	—	19	—	—	—	18~20
	ベキニーズ	32	19	—	25~38	—	15~23	ベキニーズ	32	19	—	25~38	—	15~23
	マルチーズ	21	21	20~25	18~23	20~25	18~23	マルチーズ	21	21	20~25	18~23	20~25	18~23
	ブリュッセル・グリフォン	22	22	—	18~25	—	18~25	ブリュッセル・グリフォン	22	22	—	18~25	—	18~25
	スタンダード・ダックスフンド	38	22	—	35~41	—	20~23	スタンダード・ダックスフンド	38	22	—	35~41	—	20~23
	パピヨン	25	24	—	21~29	—	20~28	パピヨン	25	24	—	21~29	—	20~28
	ノーフォーク・テリア	27	24	—	25~28	—	23~25	ノーフォーク・テリア	27	24	—	25~28	—	23~25
	狎	26	24	—	21~29	—	20~28	狎	26	24	—	21~29	—	20~28
	シー・ズー	28	26	—	25~29	—	23~27	シー・ズー	28	26	—	25~29	—	23~27
	トイ・プードル	27	26	25~29	—	24~24	—	トイ・プードル	27	26	25~29	—	24~28	—
	スコティッシュ・テリア	29	26	28~31	—	25~25	—	スコティッシュ・テリア	29	26	28~31	—	25~28	—
	ビション・フリーゼ	30	27	28~32	27~32	25~25	24~29	ビション・フリーゼ	30	27	28~32	27~32	25~29	24~29
	ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア	26	27	—	24~27	—	25~28	ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア	26	27	—	24~27	—	25~28
	ウェルシュ・コーギー・ペンブローク	39	28	35~42	36~43	25~25	25~30	ウェルシュ・コーギー・ペンブローク	39	28	35~42	36~43	25~30	25~30
	ジャック・ラッセル・テリア	30	28	28~33	28~34	25~25	25~30	ジャック・ラッセル・テリア	30	28	28~33	28~34	25~30	25~30
	ポロニーズ	28	28	25~30	25~30	25~25	25~30	ポロニーズ	28	28	25~30	25~30	25~30	25~30
	ミニチュア・ピンシャー	29	28	26~32	27~33	25~25	25~32	ミニチュア・ピンシャー	29	28	26~32	27~33	25~30	25~32
	バグ	—	29	—	—	—	25~33	バグ	—	29	—	—	—	25~33
	チャイニーズ・クレストッド・ドッグ	31	29	24~35	29~35	23~23	28~33	チャイニーズ・クレストッド・ドッグ	31	29	24~35	29~35	23~33	28~33
	フレンチ・ブルドッグ	31	30	25~37	29~35	24~24	28~33	フレンチ・ブルドッグ	31	30	25~37	29~35	24~35	28~33
	ミニチュア・プードル	—	32	—	—	28~35	25~38	ミニチュア・プードル	—	32	—	—	28~35	25~38
	キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	33	32	—	32~35	—	30~33	キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	33	32	—	32~35	—	30~33
	ミニチュア・ブル・テリア	32	32	—	25~36	—	25~36	ミニチュア・ブル・テリア	32	32	—	25~36	—	25~36
	ミニチュア・シュナウザー	33	33	30~35	30~36	30~35	30~36	ミニチュア・シュナウザー	33	33	30~35	30~36	30~35	30~36
	日本スピッツ	34	38	30~38	30~38	33~42	34~42	日本スピッツ	38	34	33~42	34~42	30~38	30~38
	イタリアン・グレーハウンド	35	37	32~38	33~38	34~40	35~40	イタリアン・グレーハウンド	37	35	34~40	35~40	32~38	33~38
	ビーグル	36	—	33~40	33~38	—	—	ビーグル	—	36	—	—	33~40	33~38
	バセット・ハウンド	36	—	33~38	—	—	—	バセット・ハウンド	—	36	—	—	33~38	—
	シェットランド・シープドッグ	37	38	36~37	33~41	37~39	35~43	シェットランド・シープドッグ	38	37	37~39	35~43	36~37	33~41
	アメリカン・コッカー・スパニエル	37	39	34~39	34~39	36~41	36~41	アメリカン・コッカー・スパニエル	39	37	36~41	36~41	34~39	34~39
	ブルドッグ	37	—	—	36~38	—	—	ブルドッグ	—	37	—	—	—	36~38
	柴	38	42	37~40	34~42	40~43	38~46	柴	42	38	40~43	38~46	37~40	34~42
	ワイアー・フォックス・テリア	39	—	—	—	—	—	ワイアー・フォックス・テリア	—	39	—	—	39	39
	ミディアム・プードル	39	—	35~45	—	—	—	ミディアム・プードル	—	39	—	—	35~45	—
	イングリッシュ・コッカー・スパニエル	40	38	38~41	38~43	36~39	36~41	イングリッシュ・コッカー・スパニエル	38	40	36~39	36~41	38~41	38~43
	ボストン・テリア	41	—	—	38~43	—	—	ボストン・テリア	—	41	—	—	—	38~43
	甲斐	46	51	45~50	39~50	50~55	43~54	甲斐	51	46	50~55	43~54	45~50	39~50
	チャウ・チャウ	49	49	46~56	43~51	46~56	43~51	チャウ・チャウ	49	49	46~56	43~51	46~56	43~51
	ワイベット	49	52	44~51	46~56	46~54	48~59	ワイベット	52	49	46~54	48~59	44~51	46~56
	ボーダー・コリー	52	54	—	46~56	—	48~59	ボーダー・コリー	54	52	—	48~59	—	46~56
	オーストラリアン・シェパード	52	55	46~58	46~58	48~61	48~61	オーストラリアン・シェパード	55	52	48~61	48~61	46~58	46~58
	スタンダード・プードル	53	—	45~60	—	—	—	スタンダード・プードル	—	53	—	—	45~60	—
	サモエド	54	57	53~57	48~60	56~60	51~63	サモエド	57	55	56~60	51~63	53~57	48~60
	シベリアン・ハスキー	55	58	51~60	51~60	53~63	53~63	シベリアン・ハスキー	58	55	53~63	53~63	51~60	51~60
	ダルメシアン	56	63	54~62	48~61	60~69	54~68	ダルメシアン	63	56	60~69	54~68	54~62	48~61
	ゴールデン・レトリバー	57	62	51~61	55~61	56~67	60~67	ゴールデン・レトリバー	62	57	56~67	60~67	51~61	55~61
	ラブラドル・レトリバー	57	60	54~57	55~62	57~60	57~65	ラブラドル・レトリバー	60	57	57~60	57~65	54~57	55~62
	エアデール・テリア	58	—	56~61	—	—	—	エアデール・テリア	—	58	—	—	56~61	—
	ボクサー	59	59	53~63	55~64	53~63	55~64	ボクサー	59	59	53~63	55~64	53~63	55~64
	フラットコーテッド・レトリバー	59	62	57~62	56~62	59~65	59~65	フラットコーテッド・レトリバー	62	59	59~65	59~65	57~62	56~62

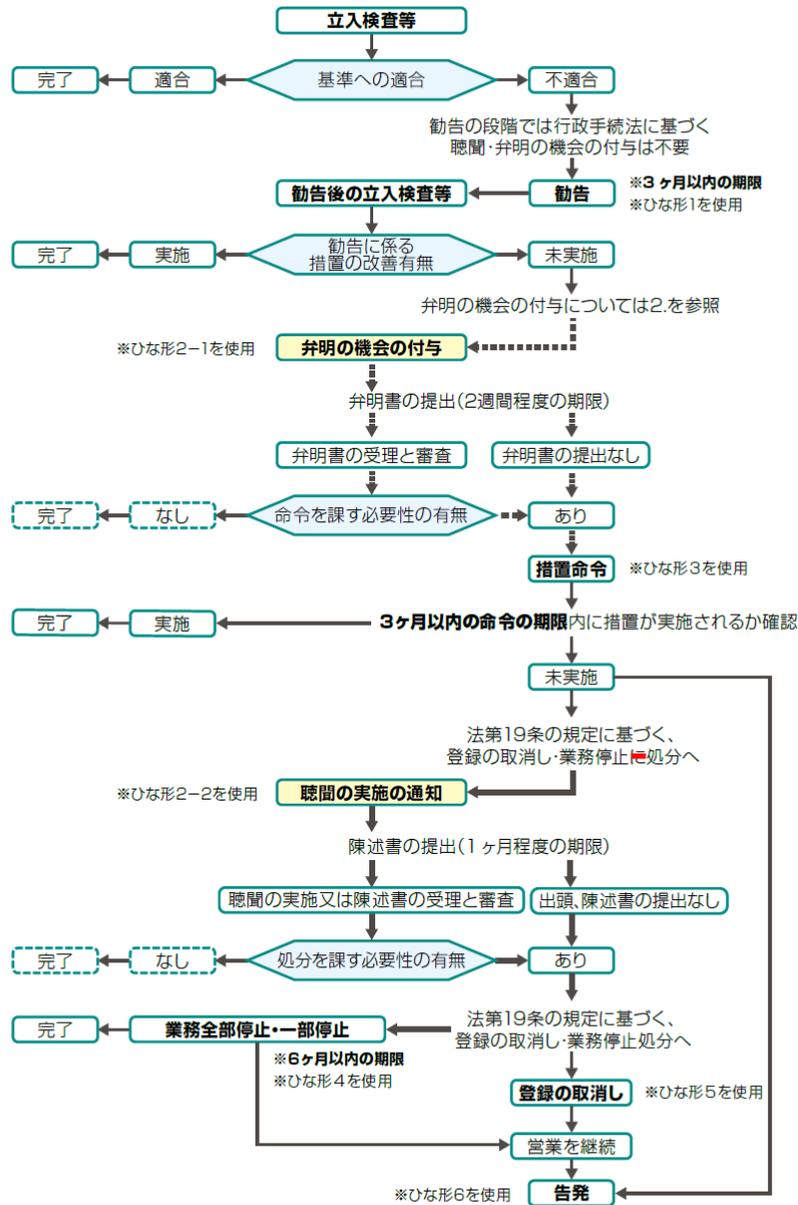
犬種	体長 (cm)	体高 (cm)	体長 (cm) 国際畜犬連盟	体長 (cm) AKC	体高 (cm) 国際畜犬連盟	体高 (cm) AKC
	平均	平均				
ホワイト・スイス・シェパード・ドッグ	60	71	53~66	—	64~79	—
ジャーマン・シェパード・ドッグ	60	69	55~65	56~66	61~76	61~77
ロットワイラー	62	71	56~68	56~69	64~78	64~79
ワイマラナー	64	69	57~70	58~69	62~76	64~75
アイリッシュ・セター	64	67	55~67	64~69	58~70	67~72
バーニーズ・マウンテン・ドッグ	64	71	58~70	58~70	66~78	65~78
サルキー	65	65	58~71	58~71	58~71	58~71
秋田	65	72	61~67	61~71	67~74	67~78
ドーベルマン	67	72	63~72	61~71	66~79	64~78
ニューファンドランド	69	75	66~71	66~71	73~78	73~78
グレート・ピレニーズ	72	80	—	64~81	—	70~89
ボルゾイ	73	76	68~85	66~71	71~89	69~75
セント・バーナード	74	83	65~90	66~76	72~100	73~85
グレート・デーン	79	83	72~90	71~81	76~95	75~85

(出所) 国際畜犬連盟、アメリカ・ケンネルクラブ(AKC)の情報を参考に、平均の体長・体高を算出(小数点以下四捨五入)。なお、体長は、AKCによる犬種ごとのデータのうち、体高に対する体長の割合をもとに、比率から算出したもの。

犬種	体長 (cm)	体高 (cm)	体長 (cm) 国際畜犬連盟	体長 (cm) AKC	体高 (cm) 国際畜犬連盟	体高 (cm) AKC
	平均	平均				
ホワイト・スイス・シェパード・ドッグ	71	60	64~79	—	53~66	—
ジャーマン・シェパード・ドッグ	69	60	61~76	61~77	55~65	56~66
ロットワイラー	71	62	64~78	64~79	56~68	56~69
ワイマラナー	69	64	62~76	64~75	57~70	58~69
アイリッシュ・セター	67	64	58~70	67~72	55~67	64~69
バーニーズ・マウンテン・ドッグ	71	64	66~78	65~78	58~70	58~70
サルキー	65	65	58~71	58~71	58~71	58~71
秋田	72	65	67~74	67~78	61~67	61~71
ドーベルマン	72	67	66~79	64~78	63~72	61~71
ニューファンドランド	75	69	73~78	73~78	66~71	66~71
グレート・ピレニーズ	80	72	—	70~89	—	64~81
ボルゾイ	76	73	71~89	69~75	68~85	66~71
セント・バーナード	83	74	72~100	73~85	65~90	66~76
グレート・デーン	83	79	76~95	75~85	72~90	71~81

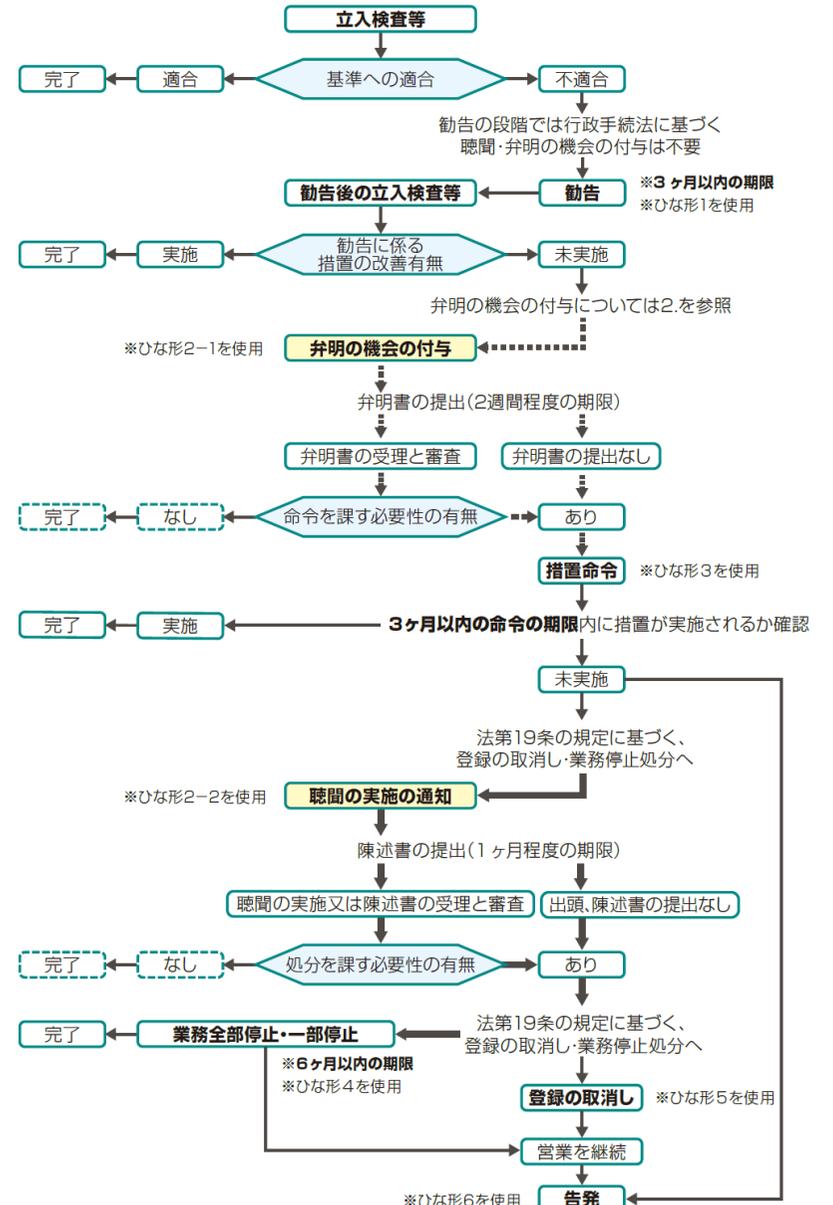
(出所) 国際畜犬連盟、アメリカ・ケンネルクラブ(AKC)の情報を参考に、上限値と下限値から平均の体長・体高を算出(小数点以下四捨五入)。なお、体長は、AKCによる犬種ごとのデータのうち、体高に対する体長の割合をもとに、比率から算出したもの。

1. 処分フロー(太字は法令事項)



※業務の全部停止・一部停止を行う場合は、太矢印 ➡ は、弁明の機会の付与のフロー太点線矢印 ⇨⇨ を用いる

1. 処分フロー(太字は法令事項)



※業務の全部停止・一部停止を行う場合は、**には、太矢印 ➡ を上段の弁明の機会の付与の太点線矢印 ⇨⇨ に置き換える**

P. 57	<p>「文書ひな形 3（措置命令）」</p> <p>※以下の記載を削除</p> <p>なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定より、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に（都道府県・政令指定都市の長）に対し審査請求をすることができる。</p>	<p>※最下段に以下を追記 （教示）</p> <p>この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。</p>
P. 58	<p>「文書ひな形 4（業務の停止）」</p>	<p>※最下段に以下を追記 （教示）</p> <p>この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。</p>

P. 59	「文書ひな形 5（登録の取消し）」	<p>※最下段に以下を追記 （教示）</p> <p>この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。</p>
-------	-------------------	---